

大川市家庭学習等通信環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市立小中学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）が情報通信技術を活用した家庭学習をすることができる環境を整備するため、家庭でインターネットが使用できる学習環境を整備した世帯に対し、予算の範囲内における家庭学習等通信環境整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大川市補助金等交付規則（昭和56年大川市規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、使用する用語は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）において使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立小中学校 大川市立小・中学校設置条例（昭和39年大川市条例第16号）第2条に規定する小学校及び中学校をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童生徒を現に監護する者をいう。
- (3) 通信回線 電気通信事業者から提供を受ける電気通信役務をいう。
- (4) インターネット環境 インターネット接続サービスによりインターネットに接続できる状態にある環境をいう。ただし、携帯電話・PHSアクセスサービスについては、モバイルルータで使用するものに限る。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市立小中学校に在籍する児童生徒の保護者であること。
- (2) インターネット環境が未整備の世帯に属する者であること。
- (3) 世帯員のいずれもがこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、児童生徒の家庭学習のためにインターネット環境を整備する事業で、次の

各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 通信回線が F T T H アクセスサービス、 F W A アクセスサービス、 C A T V アクセスサービス又は携帯電話・ P H S アクセスサービスであること。ただし、携帯電話・ P H S アクセスサービスは、モバイルルータで使用するものに限る。
- (2) 通信回線の最大受信速度が 3 0 M b p s 以上であること。
- (3) インターネット環境の整備に係る契約が令和 4 年 1 月 3 1 日までに完了するものであること。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、次の各号に掲げるインターネット環境の整備に係る契約時期の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 令和 3 年 4 月 1 日から令和 3 年 1 1 月 3 0 日 1 2 , 0 0 0 円
- (2) 令和 3 年 1 2 月 1 日から令和 4 年 1 月 3 1 日 6 , 0 0 0 円

(交付の申請)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、大川市家庭学習等通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、令和 4 年 2 月 2 8 日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る契約を確認することができる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第 7 条 市長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するとともに、大川市家庭学習等通信環境整備費補助金交付決定(却下)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付手続の特例)

第 8 条 この補助金の実績報告は、交付申請をもってなされたものとみなす。この場合において、当該補助金の額は、交付決定により確定するものとする。

(決定の取消し)

第 9 条 市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 法令、規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

様式第 1 号

令和 年 月 日

大川市長 殿

住 所
申請者（保護者） 氏 名 印
電話番号 - -

大川市家庭学習等通信環境整備費補助金交付申請書兼請求書

大川市家庭学習等通信環境整備費補助金の交付を受けたいので、大川市家庭学習等通信環境整備費補助金交付要綱第 6 条の規定により関係書類を添えて申請し、請求します。

- 1 補助金交付申請・請求額 _____ 円
※補助金交付申請・請求額は、インターネット環境の整備に係る契約時期に応じて、次の額を記入してください。
(1) 令和 3 年 4 月 1 日～令和 3 年 11 月 30 日 12,000 円
(2) 令和 3 年 12 月 1 日～令和 4 年 1 月 31 日 6,000 円

2 市立小中学校に在籍する児童生徒

氏 名	学校名	学年
	大川市立 学校	年
	大川市立 学校	年
	大川市立 学校	年
	大川市立 学校	年

3 振込先

金融機関名		支店名等	
預金種別	普通 当座	口座番号	
(フリガナ)			
口座名義人			

4 添付書類

- (1) インターネット環境の整備に係る契約を確認することができる書類
(2) 振込先が確認できる書類（預金通帳の写し等）

様式第2号

令和 年 月 日
第 号

殿

大川市長

大川市家庭学習等通信環境整備費補助金交付決定（却下）通知書

令和 年 月 日付で申請のあった大川市家庭学習等通信環境整備費補助金については、下記のとおり決定しましたので、大川市家庭学習等通信環境整備費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付の可否 決定 ・ 却下
- 2 交付決定額 円
- 3 交付予定日 令和 年 月 日
- 4 交付方法 申請書記載の振込先に口座振込
- 5 補助金交付を却下する場合の理由